

議会議案第14号

平成24年度鎌倉市一般会計予算の執行に関する附帯決議について

平成24年度鎌倉市一般会計予算の執行に関し、次のとおり決議する。

平成24年3月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	長	嶋	竜	弘
同	同	上	岡	田	和
同	同	上	三	宅	真
同	同	上	石	川	寿

平成24年度鎌倉市一般会計予算の執行に関する附帯決議

鎌倉市の市税収入は、平成22年度は前年度と比較し約11億円の減収で、23年度も好転せず、24年度はさらに前年度に比べ約5億8000万円の減収が見込まれている。

24年度から始まる第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画後期実施計画では、26年度には経常収支比率は99.6%となる推計を出しており、27年度までの4年間で約107億円の財源不足が試算されている。鎌倉市の財政状況は、過去にない厳しさで、歳出の削減は喫緊の課題である。

市長は、このたび平成24年度一般会計予算案に、地域手当を総額約8億5000万円計上している。この地域手当は、本市では、給料、扶養手当及び管理職手当の合計額の100分の15を乗じて得た額が支給されている。この制度は、勤務地による給与の地域間格差を是正するため、国家公務員に適用されることを念頭に置いた制度である。地方自治体職員の給与は自治体独自に定めることができるにもかかわらず、本市においては、長年、国家公務員に準じて地域手当の支給が漫然となされており、しかも、その支給率は、見直されることなく高い水準に置かれたままである。

今こそ、思い切った財政改革を断行すべきである。効率的な事業の推進に向けて、職員給与の体系的見直しに取り組み、官民格差の是正を図るとともに、平成24年度中に地域手当の削減を求めるものである。

以上、決議する。

平成24年3月22日

鎌 倉 市 議 会